

第3次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 「第3次船橋市障害者施策に関する計画」を策定するにあたり、庁内における検討を行うため、第3次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会を（以下、「委員会」という。）置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌事務とする。

- (1) 「第3次船橋市障害者施策に関する計画」に関する庁内における検討
- (2) その他庁内における「第3次船橋市障害者施策に関する計画」を作成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は障害福祉課長を、副委員長は保健予防課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長がかけたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第6条 委員会での検討を円滑に行うため、検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、委員の推薦を受けた者のうちから委員長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。
- 3 検討部会の会議は、委員長が招集し、会議を行う。
- 4 検討部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴く事ができる。

(代理出席)

第7条 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 部会員は、やむを得ない事情により検討部会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉サービス部障害福祉課が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月7日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は「第3次船橋市障害者施策に関する計画」の策定により、その効力を失う。

附 則 (平成26年6月1日平成26年障第1562号)

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月1日平成26年障第3503号)

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月1日平成26年障第4540号)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

| 局・部 | 委員 | 局・部 | 委員 |
|---------|----------|------------|------------|
| 市長公室 | 危機管理課長 | 経済部 | 商工振興課長 |
| | 広報課長 | | 消費生活課長 |
| | 国際交流室長 | 都市計画部 | 都市計画課長 |
| 企画財政部 | 政策企画課長 | 都市整備部 | 都市整備課長 |
| | 財政課長 | | 公園緑地課長 |
| 総務部 | 総務課長 | 道路部 | 道路管理課長 |
| | 職員課長 | | 道路建設課長 |
| 市民生活部 | 市民協働課長 | | |
| | 国民年金課長 | 建築部 | 建築指導課長 |
| | 市民安全推進課長 | | 住宅政策課長 |
| 健康部 | 健康政策課長 | 消防局 | 警防課長 |
| | 健康増進課長 | 管理部 | 教育総務課長 |
| | 国民健康保険課長 | | 施設課長 |
| 保健所 | 保健予防課長 | 学校教育部 | 学務課長 |
| 福祉サービス部 | 地域福祉課長 | | 指導課長 |
| | 高齢者福祉課長 | | 保健体育課長 |
| | 介護保険課長 | | 総合教育センター所長 |
| | 包括支援課長 | 生涯学習部 | 社会教育課長 |
| | 障害福祉課長 | | 文化課長 |
| | 生涯スポーツ課長 | | |
| 子育て支援部 | 子ども政策課長 | 選挙管理委員会事務局 | 次長 |
| | 児童家庭課長 | 議会事務局 | 庶務課長 |
| | 保育課長 | 医療センター事務局 | 総務課長 |
| | 保育施設整備課長 | | |
| | 児童育成課長 | | |
| | 療育支援課長 | | |